

せたがや情報

マーク概要

- 対** 対象(特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者) **日** 日時・日程 **場** 会場 **▶** 当日直接会場へ **講** 講師
備 ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子から小学校就学前までが対象) **申** 申込方法 **問** 問合せ先
☎・**☎**は区のホームページ等から申し込めます(☎は携帯電話・スマートフォン不可)。※一部対応できない機種があります。

ハガキ・ファクシミリの記入例

- あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所へ) 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可
- 特に条件のある場合は明記します

- ①行名(コース)など
- ②住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤電話または☎番号
- ⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

区の手続きや施設・イベント案内はせたがやコールへ ☎5432-3333 ☎5432-3100 午前8時～午後9時(年中無休)

お知らせ

環境審議会みどりのみずの基本計画検討部会の傍聴

日 10月30日(月)午前10時～正午
場 北沢タウンホール
申 10月16日(必着)までに、ハガキまたはファクシミリ(記入例参照)のみどり政策課(☎5432-2536 ☎5432-3083)へ 抽選10人

都市計画案等の公告・縦覧

以下の各案について、意見書を提出することができます。都市計画法第17条に基づく都市計画案/①都市計画緑地(岡本わきみず緑地)②都市計画緑地(岡本いこいのもり緑地)③生産緑地地区 縦覧・意見書提出期間/いずれも9月11～25日 縦覧場所/総合支所街づくり課、都市計画課(①②のみどり政策課でもご覧いただけます) 意見書提出先/いずれも都市計画課

問 ①②みどり政策課 ☎5432-2591 ☎5432-3083、③都市計画課 ☎5432-2455 ☎5432-3023

京王線の高架化に伴う駅舎デザインのアイデア募集

京王線の連続立体交差事業により生まれ変わる、代田橋・明大前・下高井戸・桜上水・上北沢・芦花公園・千歳烏山の7駅について、駅舎の外観デザインのアイデア・コンセプト(基本的な考え方)等を募集します。
申 9月30日(必着)までに、「京王線沿線まちづくり通信」にある応募用紙(交通政策課、北沢・烏山総合支所街づくり課、区内の京王線各駅等にあり。区のホームページからもダウンロード可)を交通政策課(☎5432-2535 ☎5432-3067)へ郵送、ファクシミリまたは持参 ※北沢・烏山総合支所街づくり課への持参可。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

9月1日付の民生委員・児童委員をご紹介します

氏名・電話番号	担当区域
小池一夫 ☎3701-7377	等々力7丁目 1～3、12～23

地域の身近な相談役として、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で地域福祉の向上に努めています。お気軽にご相談下さい。

問 生活福祉担当課
☎5432-2767 ☎5432-3020

世田谷保健所パネル展示

①貯水槽の維持管理
日 9月5日(火)～15日(金)
場 烏山区民センター1階ロビー
備 パンフレットの無料配布あり。
②9月20～26日は動物愛護週間
日 9月15日(金)～26日(火)(土・日曜、祝日を除く)
場 区役所第2庁舎1階ロビー
問 世田谷保健所生活保健課
① ☎5432-2905 **②** ☎5432-2908
①② いずれも ☎5432-3054

休業します

- 総合運動場温水プール(大会開催のため) 9月24日午前9時～午後1時

募 集

歯科衛生士(臨時職員)

対 30年4月1日現在、59歳以下で歯科衛生士の資格を有する方 勤務日数/月2～5日 報酬/3時間5700円 勤務期間/30年1月1日～3月31日(更新あり) 募集期限/9月19日 **備** 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
問 北沢総合支所健康づくり課
☎3323-1731 ☎3323-1738

「住まいあんしん訪問サービス」ボランティア

内容/対象者宅を定期的に訪問し、見守り・声かけを行う(家事や介護等は行いません) 訪問先/住宅課のサービスを利用して賃貸住宅に入居中の①介護保険のサービスを利用していない60歳以上の単身高齢者または高齢者のみ世帯 ②身体障害者世帯 研修会/10月3日(火)午後1時30分～4時30分 宮坂区民センター 担当=住宅課
申 9月26日までに、電話でNPO法人せたがや福祉サポートセンター(☎6379-1300 ☎6379-1889 月～金曜午前10時～午後5時)へ

障害のある方

9月は障害者雇用支援月間です 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、常用雇用労働者が50人以上の一般事業主は、その常用雇用労働者数の2%以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。また、短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)についても、障害者雇用率の算定対象とされています。 障害のある方の能力や適性に合った働く場を拡大していく取組みに対して、ご理解とご協力をお願い

いたします。

問 工業・雇用促進課 ☎3411-6662 ☎3411-6635、障害者地域生活課 ☎5432-2425 ☎5432-3021

障 受給者証を9月1日に更新します

所得制限等により対象外になっていた方や29年度新たに対象になる方は、申請が必要です。
対 次のすべてを満たす方 ①身体障害者手帳1・2級(内部障害を有する方は3級まで)または愛の手帳1・2度 ②医療保険加入者 ③本人(20歳未満の場合は医療保険の被保険者)の28年中の所得が基準以下の方 申請に必要なもの/①健康保険証 ②印鑑 ③身体障害者手帳または愛の手帳 ※65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。また、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、29年度住民税が課税の場合は、対象となりません。
問 障害施策推進課
☎5432-2388 ☎5432-3021

ひまわり荘障害者パソコン教室(10月～30年3月)

内容/①基礎コース②テーマ別選択応用コース③視覚障害者向け **対** 区内在住で障害者手帳等をお持ちの方 **日** 10月～30年3月の毎週①火曜②金曜③木曜いずれも午前10時30分～午後0時30分または午後1時30分～3時30分 **場** ひまわり荘 教材費/実費 **備** 9月19日(火)午前10時45分～正午に抽選・説明会あり(要申込・要参加)。担当=障害者地域生活課 **申** 9月15日午後4時までに、電話またはファクシミリ(記入例参照) ①～③の別、希望時間も明記)でNPO法人ウィーキャン世田谷(☎・☎6804-7935)へ **抽選** ①②各回5人③各回2人

介 護 保 険

65歳以上の方(第1号被保険者)の29年度介護保険料を減額します **対** 65歳以上で次の「減額の基準」を全て満たす方 減額の基準/①介護保険料段階が第3段階または第4段階 ②現在、生活保護を受けていない ③介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に入所していない ④自宅以外に不動産を所有していない ⑤所得税及び住民税を納めている人の扶養を受けていない、また生計が同一でない ⑥健康保険(医療保険)の被扶養者となっていない

(国民健康保険、後期高齢者医療制度、任意継続健康保険は可) ⑦世帯の年間収入金額が150万円以下(2人以上の時は1人あたり50万円を加えた金額) ⑧世帯の預貯金、有価証券等の合計額が350万円以下(2人以上の時は1人あたり100万円を加えた金額) ⑨保険料に未納がない ※同一住所、同一敷地内の方、公共料金等を負担し合っている方は同一世帯とみなす。 申請に必要なもの/①6月以降に届いた介護保険料の決定通知書 ②健康保険証 ③世帯全員分の収入がわかるもの ④各種手当の通知 ⑤世帯全員分の預貯金通帳、有価証券(または保有状況を確認できる書類) ⑥公共料金領収書または通知書(電気、ガス、水道各1枚ずつ) ⑦印鑑 ※上記の書類は写しをとらせていただきます。

減額後の保険料/年額3万5100円 申請受付期間/9月1～30日 **備** 本人が窓口に来られない場合は、電話でご相談下さい(30年3月中旬まで受付延期可)。

問 介護保険課
☎5432-2643 ☎5432-3042

子ども・若者

30年4月区内認可保育園等の入園の申込みが始まります

対 保護者の仕事や病気、就学、求職等の理由で子どもの保育が必要な方 「保育のごあんない(冊子)」・申込書の配布場所/総合支所生活支援課、保育園、出張所・子育てセンター等にあり(申込書は区のホームページからもダウンロード可) 申込締切日/第1次選考=11月30日、第2次選考=30年2月9日(一部の私立園等の0歳児クラス各1人分と、第1次選考終了後に内定辞退等で欠員が生じた分について第2次選考を実施) **備** 締切日までに、申込書と必要な書類がそろわない場合は、選考の対象となりませんのでご注意ください。詳しくは、お問い合わせ下さい。
申 お住まいの地域を担当する総合支所生活支援課子ども家庭支援センター(世田谷 ☎5432-2915 ☎5432-3034、北沢 ☎3323-9906 ☎3323-9925、玉川 ☎3702-1189 ☎3702-1520、砧 ☎3482-1344 ☎5490-1139、烏山 ☎3326-6155 ☎3326-6169)へ ※郵送・ファクシミリによる申込みはできません。土・日曜の受付/10月28・29日いずれも午前10時～午後4時(車での来庁はご遠慮下さい)。